



2023年10月27日

各 位

会 社 名 信 金 中 央 金 庫
代 表 者 名 理 事 長 柴 田 弘 之
(コード番号 8421 東証 優先出資証券)
問 合 せ 先 総 合 企 画 部 長 小 平 敏 宏
(TEL. 03-5202-7624)

資本調達に関するお知らせ

本中金は、本日開催の理事会において、信用金庫からの特定普通出資による資本調達について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 資本調達の主な内容

- (1) 調 達 先 信用金庫
- (2) 調達金額 2,000 億円 (1 口当たりの発行価額 10 万円、発行口数 200 万口)
- (3) 調達手段 特定普通出資 (予想配当金: 1 口当たり 1,500 円 (※))
- (4) 払 込 日 2024 年 3 月 29 日

※2024 年 3 月期の 1 口当たり年間配当金の予想については、一般普通出資、特定普通出資および優先出資のいずれも既に公表しているものから変更はございません。なお、今回新たに調達する特定普通出資の 2024 年 3 月期の配当金は、払込日から期末日までの日割計算によります。

2. 資本調達の目的

総資産の拡大および金融規制等への対応の観点から、財務基盤の一層の充実・強化を図るためのものであります。

3. 優先出資者の権利の希薄化への対応

今般の特定普通出資による資本調達にあたっては、優先出資者の残余財産分配額の希薄化が生じないことから、優先出資の希薄化防止措置を講じる予定はございません。

以 上

【参考 1】普通出資の増資による優先出資の希薄化について

本中金では、優先出資の希薄化防止措置として「普通出資による増資を行うことを決定した場合には、普通出資の増加割合に応じた優先出資の分割または額面金額による優先出資者割当発行の措置を講じる」との方針を 2000 年 7 月 27 日付の理事会で決定しております。

これは、普通出資の増資が、会員である信用金庫より、常に 1 口当たり 10 万円で受け入れる方法によることから、本中金の純資産額が 1 口当たり 10 万円を超える状況において増資をした場合、優先出資者の残余財産分配額が希薄化してしまうことを回避するためのものであります。

本中金は、定款上、「一般普通出資」と「特定普通出資」の二種類の普通出資を発行することができますが、「特定普通出資」の残余財産の分配に関しては、1口当たりの残余財産分配額を増資時における払込金額（10万円）と同額である出資1口の金額（10万円）までとしております。よって、「特定普通出資」による増資においては、優先出資者の残余財産分配額に希薄化が生じないこととなります。

本中金といたしましては、「特定普通出資」ではなく、「一般普通出資」による増資を行うことを決定した場合には、優先出資者の残余財産分配額に希薄化が生じることとなりますので、上記の希薄化防止措置を実施する従来の方針に変更はございません。

【参考2】2023年3月末の純資産額（単体）において、今般の調達手段である特定普通出資によって2,000億円の増資を実施した場合の1口当たり残余財産分配額（試算）

（増資前）

純資産額（億円）	13,030		
	一般普通出資	特定普通出資	優先出資
出資口数（口）	4,000,000	2,000,000	708,222
残余財産分配額（億円）	9,371	2,000	1,659
1口当たり残余財産分配額（万円）	<u>23.4</u>	<u>10.0</u>	<u>23.4</u>

（特定普通出資による2,000億円の増資後）

純資産額（億円）	15,030		
	一般普通出資	特定普通出資	優先出資
出資口数（口）	4,000,000	4,000,000	708,222
残余財産分配額（億円）	9,371	4,000	1,659
1口当たり残余財産分配額（万円）	<u>23.4</u>	<u>10.0</u>	<u>23.4</u>

特定普通出資の1口当たり残余財産分配額は出資1口の金額（10万円）までのため、増資後においても優先出資者の1口当たり残余財産分配額は変動いたしません。

また、今後、純資産額に変動があった場合でも、1口当たり残余財産分配額が出資1口の金額（10万円）を超える部分については、一般普通出資の出資者と優先出資者に対し、それぞれの出資口数に応じて残余財産が分配されることに、変更はございません。